

知多市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）第26条第1項の規定に基づき、知多市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、知多市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、基本構想の策定に関し、必要な事項について調査、協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) コミュニティを代表する者
- (4) 公共交通事業者を代表する者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

3 前項に規定するほか、市長は、会議の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から基本構想の策定された日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課朝倉駅周辺整備推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。